

広島県告示第三百六十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定によって、母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る未収金の徴収事務を次のとおり委託した。

平成三十年四月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委託を受けた者	名 称	ニッテレ債権回収株式会社
住所	住 所	東京都港区芝浦三丁目一六番二〇号
委託した年月日 (委託期間)	平成三〇年四月一日 (平成三〇年四月一日) 平成三一年三月三十一日	